

改訂_201905

仕様№N-4

【車両使用者の義務】

車両使用者は、道路交通安全に関する法令に従って、常に安全運転を心掛けると共に次の義務を負うものとする。

- ① 事業所内駐車(輪)場においては、指導者の指示に従うこと
- ② 所轄の警察署や会社の主催する安全運転講習に参加すること

【運転禁止】

車両使用者は、次の場合は車両の運転をしてはならない。

- ① 飲酒したとき
- ② 疲労、疾病の為に心身が疲労しているとき
- ③ 車両が整備不良のとき
- ④ その他、道路交通に関する法令が禁止している事項に該当するとき

【その他遵守事項】

車両使用者は、次の事項を守らない場合は、車両の使用を禁止する。

- ① 任意保険には必ず加入すること
- ② 指定場所以外に駐車(輪)しないこと
- ③ 駐車(輪)場内での物損事故は、当事者間で処理すること
- ④ 届出事項に変更のあった場合は、速やかに変更届を提出すること

【提出書類】

- ① 車検証(更新の都度提出のこと)
- ② 任意保険証(更新の都度提出のこと)
- ③ 運転免許(更新の都度提出のこと) ※原本確認
- ④ 上記書類の提出(更新分含む)がされない場合は車両の使用は認められません。

【交通事故が発生した場合】

- ① 負傷者がいる場合は救護を行う
- ② 道路上の危険防止と交通の安全を図る
- ③ 警察への届出・実地検証
- ④ 事故原因確認に役立つ資料の保存・取得
- ⑤ 事故損害の拡大防止
- ⑥ 事故処理に必要な資料の確保
 - イ)相手の住所・氏名・生年月日・職業・勤務先
 - ロ)相手の車種・型式名・登録番号
 - ハ)相手の損害程度
 - ニ)現場見取り図

ホ)発生時・場所(住所)

⑦オフィス・事業所への電話連絡

上記規定を確認し、電子文書として許可申請をする意思表示の上、送信ボタン押下により提出とみなします。